

事 務 連 絡

平成 1 8 年 1 月 6 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 2 6 条第 3 項に基づくサイクラミン酸検査対象業者の
一部解除について

標記については、平成 1 7 年 3 月 3 1 日付け事務連絡によりお知らせしたところ
ですが、今般、違反原因を究明し、当該原因に基づく再発防止対策が講じられた下
記の製造業者については、通常 of 監視体制に戻すこととしましたので、御了知の上、
関係営業者への周知方よろしくお願ひします。

記

検査対象から除外する製造業者

中 国 ・ RIZHAO MEIJIA AQUATIC FOODSTUFF CO.,LTD.